

総務部

平成27年度 第4回理事会開催

日時 平成27年12月15日（火） 午後2時45分～

場所 水戸京成ホテル 2階「瑠璃の間」

出席者 正副会長、理事：29名、オブザーバー：相談役、監事、支部長、事務局長

議題1 審議事項

第1号議案 申請取次行政書士管理委員会規程改正について 原案通り承認されました。

申請取次行政書士管理委員会規程の一部を改正する規程

旧	新
第1条～第5条 （略） （委員の資格） 第6条 （略） 2（1）～（5） （略） （6）申請取次実務経験が5年以上あり、かつ、年平均10件以上の申請取次業務を行っている者であること。	第1条～第5条 （略） （委員の資格） 第6条 （略） 2（1）～（5） （略） （6）申請取次実務経験が3年以上あり、かつ、年平均10件以上の申請取次業務を行っている又は年平均10件以上の申請取次業務を行っている者と同等の実務能力があると会長が認めた者であること。
第7条～第13条 （略） 附則 （略）	第7条～第13条 （略） 附則 （略） 附則 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

議題2 協議事項

ア 台風18号等災害見舞金について 國井会長より提案があり承認されました。

イ 今後の災害支援の体制づくりについて 飯塚副会長より方針等について説明があり承認されました。

ウ 県西支部長からの要望事項について 安田県西支部長より説明があり、今後も継続して検討していくこととしました。

議題3 報告事項

ア 現地事務所調査の実施について総務部から説明がありました。

イ 台風18号等災害対策実績について総務部から報告がありました。

ウ 平成27年度広報月間の結果について広報・監察部より報告がありました。

エ 各部の事業計画・報告について各部から報告がありました。

第9回 総務部会

日時 平成27年10月16日（金） 午後2時～午後5時30分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員

議題1 協議事項

現地事務所調査について

- ①現地事務所調査運営要綱（案）、②現地事務所調査用チェックリスト（案）、③実施に関するフローチャート（案）、④調査依頼書・受託書（案）等について検討しました。次回部会までに、①②③につき検討結果を反映した修正案を作成することとしました。

議題2 その他

行政書士試験協力のための臨時職員が決まり、10月19日から11月30日まで勤務することになった旨、事務局より報告がありました。

第10回 総務部会

日時 平成27年11月10日（火） 午後1時～午後4時50分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員

議題1 報告事項

行政書士試験について

- (1) 試験当日の受験者数の報告及び全体に滞りなく実施できたことを確認しました。
(2) 11月11日（水）国井会長・後藤試験場責任者・間中部長の3名で試験会場となった流通経済大学と試験当日駐車場を借用した日立建機様への試験終了の報告とご挨拶をかねて訪問を予定しています。

議題2 審議事項

(1)現地事務所調査について

現地事務所調査の実施に向けて、要綱・実施フローほか、必要なフォーマット等について、12月開催予定の理事会上程に向け、部内における最終的な精査・検討・調整を行いました。

(2)災害見舞金の贈呈について

原則として本会規程にそって贈呈することとしました。

議題3 その他

(1)各市町村との災害時協定について

運用のための規程や研修のあり方等について今後検討していくこととしました。

(2)平成28年新春交流会開催について

講演者選定にあたり、候補者を会長へ上申することとしました。

平成27年度 行政書士試験報告

去る平成27年11月8日（日）、流通経済大学龍ヶ崎キャンパスにおいて平成27年度の行政書士試験を実施致しました。申込者数686名に対し受験者は556名で、全国平均を上回る81.1%の出席率となりました。

インフルエンザの疑いがある受験生がおり、試験直前に急遽別室受験とする措置を講じました。臨時の試験監督員の選任や予備となる教室、備品の必要性等、この時期の試験ならではの留意点として今後に活かしていきたいと思います。

本部長、監督員を務められた皆様大変お疲れ様でした。

（責任者 後藤 太一）



会長からの激励



雨のなか受験者案内

● 広報・監察部

広報・監察部会開催

日時 平成27年12月9日（水）、12月18日（金）
平成28年1月12日（火）、1月18日（月）

議題1 「行政茨城」編集作業について

「行政茨城1月号」の編集作業を行いました。12月9日には、県北支部の大和田通信員も参加していただき、1月中の発行に向けて作業しました。

議題2 行政書士制度広報月間について

茨城会の実施要領を策定し、本会及び各支部において無料相談会を実施しました。その結果は以下のとおりです。なお、今年度は「相続・遺言に関するセミナー」を3回1会場、「相続・遺言・成年後見に関するセミナー」を1回1会場、「建設業無料相談会」を茨城県土木部監理課協力のもと4回2会場で開催しました。

各種媒体活用については、自治体広報紙（30市町村）に掲載しました。新聞には全国紙2紙（読売・朝日）、地元紙（茨城）に広告を掲載しました。テレビについては、NHK水戸放送局にユキマサくんとともに出演しました。広告としては「よみうりタウンニュース」に掲載しました。ラジオにおいてはI B S茨城放送での20秒CMを46本放送、さらに番組への支部担当者や会長の出演により広報月間や無料相談会をPRしました。

なお、ノベルティグッズとして、マグネットシートを作成して広報に活用していただきました。これに関しては、昨年度同様、今後も制度のPRに活用していただく予定です。

議題3 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき」の活用法について

古川副会長と増戸市民法務部長に依頼し、12月8日に水戸信用金庫と政策金融公庫に配布していただきました。

平成27年度広報月間中の【電話・対面】無料相談会結果について

期 間 平成27年9月27日～11月10日

場 所 本会・水戸支部・県南支部・県西支部・県北支部・鹿行支部

相談内容		電話	対 面						合計
		本会	水戸	県南	県西	県北	鹿行	小計	
権利義務・事実証明	遺言・相続	25	59	30	16	24	12	141	166
	各種契約	2	6			2		8	10
	定款・内容証明							0	0
	不動産	4	3	8	4	4		19	23
	戸籍		2		1			3	3
	知的財産							0	0
	その他	11	12	2	22	10	5	51	62
	小 計	42	82	40	43	40	17	222	264
許認可関係	建設風営			1				1	1
	法人設立	2	1					1	3
	土地開発							0	0
	農地転用	1	2		1	1		4	5
	自動車							0	0
	入管		1	2				3	3
	その他							0	0
	小 計	3	4	3	1	1		9	12
合 計		45	86	43	44	41	17	231	276



県西支部



I B S出演



水戸支部

重要（再掲載）

行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底 ～非行政書士排除のために～

茨城県行政書士会 会長 國井 豊

広報・監察部長 遠藤 実

茨城県行政書士会では、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）を徹底しております。



行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールしてください。

言うまでもなく、徽章着用は、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則にあるとおり、私たちの義務であります。また、平成26年3月には茨城県総務部長より、各市町村長・各市町村農業委員会・各出先機関の長・警察本部長など関係機関に対し、行政書士法の遵守徹底を通達していただきました。これは、依然として非行政書士により違法に書類が作成されたと考えられる事案が見られることから、改めて職員への周知徹底を図っていただきたい旨の依頼であります。文中においては、窓口において行政書士証票の提示を求め、行政書士であることを確認していただくよう関係機関に対し協力を求めています。

さあ、行政書士の誇りも高く行政書士徽章を着用し、行政書士証票を携行して、日々の業務に邁進してまいりましょう！

もちろん申請の際には、書類への行政書士名記名押印もお忘れなく！

会員お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

● 国土農地部

第4回 国土農地部会

日時 平成27年11月27日（金） 午後3時～午後5時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長、久保部長、石塚副部長、中村部員

議題1 関東地方協議会連絡会報告について

- ・10月に山梨県にて関東地方協議会連絡会が開催され、今回は農地部会が開催されるとの事で部長である久保が参加しました。農地部会では主に職域の確保（農地法申請における行政書士の関与率を上げる）がメインに話し合われ、他県各会においての取り組みについて報告があり、今後茨城会として農地法関連業務への関与率を高めるための活動方法について大変参考になりました。

議題2 農地法申請における行政書士関与率調査について

- ・県内5市について、農業委員会事務局へ文書にて農地法申請における行政書士の関与率の調査を行い、回答を頂きました。お忙しい中調査にご協力いただきました各市農業委員会事務局の皆さまには、心より感謝申し上げます。結果については別紙をご参照下さい。

議題3 調査結果を受けて今後の活動について

- ・議題2の調査結果を受けて、具体的なデータが出たことから、この数値を元に行政書士の関与率を上げるための具体的な活動について協議をし、関係各所への働きかけることになりました。

平成26年度(平成26年4月～平成27年3月受付分)についての行政書士の関与率調査結果について

水戸市

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
3条許可	118	58	49.2%	36	30.5%	24	20.3%
4条許可	78	11	14.1%	27	34.6%	40	51.3%
4条届出	101	11	10.9%	19	18.8%	71	70.3%
5条許可	239	22	9.2%	91	38.1%	126	52.7%
5条届出	212	37	17.5%	34	16.0%	141	66.5%
届出（4・5条合計）	313	48	15.3%	53	16.9%	212	67.7%
許可（4・5条合計）	317	33	10.4%	118	37.2%	166	52.4%
申請合計	748	139	18.6%	207	27.7%	402	53.7%

日立市

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
3条許可	20	12	60.0%	6	30.0%	2	10.0%
4条許可	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4条届出	34	4	11.8%	8	23.5%	22	64.7%
5条許可	23	5	21.7%	9	39.1%	9	39.1%
5条届出	139	34	24.5%	15	10.8%	90	64.7%
届出（4・5条合計）	173	38	22.0%	23	13.3%	112	64.7%
許可（4・5条合計）	25	7	28.0%	9	36.0%	9	36.0%
申請合計	218	57	26.1%	38	17.4%	123	56.4%

つくば市

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
3条許可	299	130	43.5%	98	32.8%	71	23.7%
4条許可	64	14	21.9%	22	34.4%	28	43.8%
4条届出	84	11	13.1%	24	28.6%	49	58.3%
5条許可	243	40	16.5%	98	40.3%	105	43.2%
5条届出	274	27	9.9%	23	8.4%	224	81.8%
届出（4・5条合計）	358	38	10.6%	47	13.1%	273	76.3%
許可（4・5条合計）	307	54	17.6%	120	39.1%	133	43.3%
申請合計	964	222	23.0%	265	27.5%	477	49.5%

古河市

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
3条許可	110	43	39.1%	57	51.8%	10	9.1%
4条許可	18	2	11.1%	14	77.8%	2	11.1%
4条届出							
5条許可	109	9	8.3%	78	71.6%	22	20.2%
5条届出							
届出（4・5条合計）							
許可（4・5条合計）	127	11	8.7%	92	72.4%	24	18.9%
申請合計	237	54	22.8%	149	62.9%	34	14.3%

※古河市については、届出のデータはなし

鹿嶋市

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
3条許可	61	21	34.4%	7	11.5%	33	54.1%
4条許可	14	6	42.9%	3	21.4%	5	35.7%
4条届出	7	2	28.6%	0	0.0%	5	71.4%
5条許可	48	8	16.7%	16	33.3%	24	50.0%
5条届出	48	16	33.3%	2	4.2%	30	62.5%
届出（4・5条合計）	55	18	32.7%	2	3.6%	35	63.6%
許可（4・5条合計）	62	14	22.6%	19	30.6%	29	46.8%
申請合計	178	53	29.8%	28	15.7%	97	54.5%

総合計

	申請総件数	本人申請件数	%	行政書士代理件数	%	その他の代理件数	%
届出（4・5条合計）	899	142	15.8%	125	13.9%	632	70.3%
許可（4・5条合計）	838	119	14.2%	358	42.7%	361	43.1%
申請合計	1737	261	15.0%	483	27.8%	993	57.2%

建設部

平成27年度 建設業無料相談会

日時 ①10月9日（木）、②10月14日（火）、③10月28日（火）、④10月30日（木）
午前10時～午後4時

場所 ①④水戸合同庁舎2階、②③土浦合同庁舎3階

相談者 総計2組（①1組、③1組）

茨城県土木部監理課との協働により開催いたしました。建設業界新聞への記事掲載等の広報活動を実施したことに加え、行政書士広報月間の時期と合わせて開催することにより、PRの相乗効果を図りました。応対者として、建設部員および水戸支部・県南支部に協力を頂き、監理課担当者の立ち合いの元で開催しました。

相談者は2組に留まりはしたものの、本事業の開催により、行政書士の専門性をアピールする一助になったと思われます。また、今回の試みのひとつである茨城県土木部監理課との協働事業開催という実績を作ることができたため、次回の協働事業に向けた足掛かりとしては十分なものであったと考えます。

● 運輸交通部

出張封印研修会

- 日 時** 平成27年10月7日（水）午後1時～午後4時
- 場 所** 茨城県自動車販売福祉センター 大会議室
- 出席者** 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員
- 講 師** 一般社団法人関東陸運振興センター 茨城支部職員
- 研修内容** 自動車登録と出張封印の実務取扱いについて

出張封印業務を行うためには本研修会を受講する必要があることから、県内各地から多くの会員の方が参加されました。

講師から自動車登録についての基礎や、封印作業における詳細な注意点についての講義をいただいた後、水戸陸運支局ナンバーセンターに移動して実際の封印作業を見学しました。

受講者からは多くの質問があり、自動車業務に対する関心の高さがうかがえる研修会となりました。



関東陸運振興センター茨城支部長 綿引力夫様の講義



実際の封印作業を見学

第4～5回 運輸交通部会

- 日 時** 平成27年11月11日（水）、11月18日（水）
- 場 所** 茨城県行政書士会事務局
- 出席者** 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員

議 題 水害による廃車手続きの進行チェック作業と郵送手続

相談69先に対する個別対応と作業確認を行いました。

第6回 運輸交通部会

日時 平成27年12月1日（火） 午前10時～午前12時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員

議題 水害による廃車手続き進捗確認

相談案件69先に対する進捗状況を確認し、本年末終息に向けて連絡未済先への案内状を作成、18日を最終受付日としました。

現時点で抹消は18先、返送待ち11先となっています。

対応は10月7回、11月3回を各日部員2名により作業を実施しました。

第1回 業務研修会

日時 平成27年11月11日（水） 午前10時～午後4時

場所 茨城県開発公社ビル1階会議室

出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員

講師 岡山 一氏 マリンエンジンコンサルタント代表

参加人数 48名

特殊車両の通行許可申請の手続きと要件、納車～運行開始までの実務について詳細に解説、説明をしていただきました。

第7回 運輸交通部会

日時 平成27年12月25日（金） 午前10時～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員

議題 水害対策総括について

27年9月の常総市水害について県西支部2ヶ所県南支部1カ所で無料相談会を実施し、本会の無料相談コーナーを含めた相談案件のうち水害自動車の廃車手続きの相談受付は69件となりました。

個々の事案ごとに部員5名交替で事務処理・連絡に当たり12月25日に最終処理を完了しました。

事務局・相談会にご協力いただきました皆様及び関係者に感謝いたします。

全体的な報告は後日取りまとめてのご報告といたします。

環境部

第1回 業務研修会

- 日時** 平成27年10月20日（火） 午後1時30分～午後3時
- 場所** 茨城県開発公社ビル
- 出席者** 郡司孝夫、木村 司、岡本博人、宮崎利章、阿部克己、小野村正徳
- 講師** 茨城県廃棄物対策課
清水 様
- 参加人数** 33名
- 研修内容** 産業廃棄物処理業許可の行政処分（不利益処分）について
- ・ 産業廃棄物処理業に係る行政処分
 - ・ 取消処分について
 - ・ 欠格要件とは
 - ・ 違反行為とは
 - ・ 演習 3問

産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会終了後に許可に関する無料相談会を開催

- 日時** 平成27年10月6日（火） 新規講習会終了後
平成27年10月7日（水） 新規講習会終了後
平成27年10月8日（木） 新規講習会終了後
平成27年11月25日（水） 産廃協会研修会終了後
- 場所** 茨城県開発公社ビル
- 出席者** 郡司孝夫、木村 司、宮崎利章、阿部克己（各日2名ずつ分担）

新規講習会や研修会参加された業者向けに行政書士の存在をアピールするため、茨城県産業廃棄物協会の賛同を得て、のぼり旗と案内板を設置したほか、いずれも終了後に許可に関する無料相談会を実施した。今後も新規及び更新講習会の開催日にあわせて継続的に実施していきます。



相談ブース



産廃協会前でのPR

保健風営部

第5回 保健風営部会

日時 平成27年11月24日（火） 午前10時～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 郡司副会長、中山部長、児島副部長、上妻部員

議題1 平成27年度第2回業務研修会開催について

協議の結果

開催予定

日時 平成28年1月19日（火） 午後1時～午後3時

場所 茨城県開発公社ビル4階会議室

講師 茨城県警察本部風営部門担当者

研修内容 風俗営業許可について

12月16日に茨城県警察本部風営部門担当者と最終打ち合わせをする予定です。

議題2 第1回保健風営部業務研修会について

平成27年度12月11日開催予定の第1回保健風営部業務研修会については、長寿福祉課地域ケア推進室長補佐伊東正憲様、主事鈴木一敏様と面談のうえ、時間の配分、器財の準備等に関する最終打ち合わせを実施しました。

第1回 業務研修会

日時 平成27年12月11日（金） 午後2時30分～午後4時45分

場所 茨城県開発公社ビル 4階大会議室

研修内容 介護保険事業者指定申請

認知症サポーター養成講座

講師 社会福祉法人聖蘭会「特別養護老人ホーム フォレストヴィラ水戸」

副施設長 阿部 訓枝 先生

長寿福祉課地域ケア推進室係長大竹様

応募者数 39名

出席者数 32名（うち女性会員5名）



熱心な講義が続いています

国際部

東京入国管理局水戸出張所における無料相談会 実施報告

- 日時** 平成27年12月2日（水） 午後1時～午後4時
- 場所** 法務省 東京入国管理局 水戸出張所
- 相談員** 松田秀幸（国際部部長）
柴本勇（国際部副部長）
- 相談件数** 2件（永住申請について、在留許可認定証明書交付申請書類作成方法について）
- 感想** 悪天候のため出張所に来所される方の人数が少なかったが、イスや机を提供していただき、しっかりとした相談窓口を設けることによって、相談者の方に気軽にご相談いただくことができました。来年度以降も継続して取り組んでいきたいと思います。



相談ブース

平成27年度国際業務事例研究会 実施報告

- 日時** 平成27年12月9日（水） 午後1時30分～午後4時45分
- 場所** 茨城県開発公社ビル 4階 会議室
- 出席者** 9名（国際部員、申請取次管理委員等を含む）

感想

出席人数は少なかったものの、事例発表とともに様々な質問が出席者から寄せられ、様々な議論が展開された結果、予定時間を超過するほど活発な研究会となった。日々の国際業務で発生する様々な疑問について、ベテラン・新人を問わずじっくりと検討できる場となっており、今後も継続していきたいと思います。



具体的な事例が発表されました



活発な質疑応答が展開されました

● 市民法務部

第5～8回 市民法務部会

日時 平成27年9月11日（金）、10月27日（火）、11月17日（火）、11月27日（金）

議題1 市民相談センターの件

(1)告知ポスターの製作について

市民相談センターの開催日変更に伴い、ポスターやチラシを製作して配布する必要があります。

尚、今年度の作成数はポスター600枚、チラシ5000枚とします。

(2)告知ポスター・チラシの配布について

配布先は、市町村・農業委員会・警察署・商工会議所、J A水戸及び水戸信用金庫は訪問の上で手渡し、その他は郵送します。

手渡し配布の時期は、11月末～12月の第1週には完了すること。

議題2 今後の研修会について

○日程等

①事業承継に関する研修会	平成28年1月15日（金）	午後1時30分～午後3時30分
②著作権相談員養成研修会	平成28年2月26日（金）	午前10時～午後6時
③ものづくり（補助金）研修会	平成28年3月1日（火）	午後1時30分～午後3時30分
④新入会員合宿研修会	平成28年1月22日～23日（金～土）	

議題3 特定行政書士試験

(1)責任者、副責任者、監督員について

責任者：古川副会長

副責任者：増戸部長

監督員：三瓶副部長・永塚部員

補助応援：石塚事務局員

(2)会場の最終確認について

9月15日上記スタッフ4名で国際会議場の最終確認を行い、掲示物の準備・案内者の配置・時計の設置場所及び方法、問題や回答用紙の配布方法・途中退出者への対応方法などを決定しました。

(3) 考査当日の集合時間について

考査当日（10月4日）は、午前10時30分に現地集合

議題4 業務相談センターについて

○告知等

行政茨城11月号で告知するため、「告知文書」及び「相談票」の内容を検討しました。

締切は毎月月末、回答は翌月15日頃に部会を開催し回答内容を検討した上で回答します。

対象者は、入会后3年以内とします。

議題5 法教育について

○次回部会（11月9日）に、カリキュラム案の検討を行います。

各部員は、次回部会までにカリキュラム案1件を作成するようにします。

（法務省HPのカリキュラム案を参考とし、各自で作成）

東京会の実施内容の見学を検討しており、10月22日に法教育について東京会との意見交換会をしました。

カリキュラムの内容について、「対象は小学校高学年」「時間は30分程度」「行政書士が行う法教育としての特色のある内容」を踏まえて、茨城会独自のカリキュラムができないか11月27日の部会で再度検討したところ千葉会の法教育のカリキュラムが茨城会の考えに近いので参考にさせて頂けないか照会しました。

議題6 業務受託希望者名簿について

○追加希望者の募集や現掲載者の意思確認について

本年度は特定行政書士の研修～考査の日程があり、追加募集や意思確認は困難であるため。次年度検討することとします。

事業報告

●9月6日（土）

茨城県産業会館において八士会無料相談会に担当副会長副会長と部長で対応しました。

相談件数5件

●9月10日（水）

大宮市TKPセンターで行われた専門家向け事業承継セミナーに担当副会長、部長が参加しました。

●9月12日（金）

土浦商工会議所で行われた「女性のための創業セミナー」の相談会に部長が出席しました。

●9月15日（月）

監督員である部員が特定行政書士の会場（つくば国際会議場）に行き、最終確認をしました。

●10月2日（木）

三の丸庁舎において日本政策金融公庫との連携を進めるため、共助社会づくりフォーラムに担当副会長、部長が参加しました。

●10月4日（土）

特定行政書士の試験を、つくば国際会議場で行ないました。

●10月7日（火）

茨城県労働福祉会館において講師を勤めた日行連から派遣された西元行政書士からの依頼により経営指導セミナー（商工会等の勉強会）にオブザーバーとして、ものづくり補助金申請に関する経営計画書作成のための研修会に部長が参加しました。

●10月22日（水）

東京都行政書士会館において、「学校の法教育」について、意見交換会を行いました。

●10月29日（水）

財務省業務説明会三瓶副部長と永塚部員が参加しました。

●10月31日（金）

事業承継シンポジウム(千葉商科大学)三瓶副部長と永塚部員が参加しました。

●11月16日（日）

日本政策金融公庫主催による3事業交流会に担当副会長、部長が参加しました。

●11月30日（日）

専門家向け事業承継研修（千葉自治会館）担当副会長、部長が参加しました。

「新入会員のための業務相談」について

「新入会員のための業務相談」を下記の要領にて行います。業務上の疑問（業務の進め方、具体的な業務内容等）にお答えいたします。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ① 対象者 | 新規登録後3年未満の会員 |
| ② 相談範囲 | 行政書士業務全般 |
| ③ 申込方法 | F A Xまたはメール |
| ④ 締切 | 月末で締めて翌月15日までに電話で回答します。 |

申し込みは次頁の申込書にて、本会事務局宛にF A Xまたはメールでお申込み下さい。
回答は書面ではなく電話での回答となりますので、その旨ご了承下さい。

- * 各申請の許可・不許可の可能性については相談に応じません。
- * 当該申請の審査結果について、一切責任を負いません。
- * 相談内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- * 相談内容によっては対応できかねる場合もあります。

業務相談申込書

支 部		会員番号	
氏 名			
電話番号		連絡先	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください)			

● 暴力団等排除総合対策委員会

不当要求防止責任者講習会の開催

日時 平成27年11月17日（火） 午後1時30分～午後4時30分

場所 茨城県立健康プラザ 3階大会議室

出席者 37名

講師 公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター 業務次長 吉沢 浩氏
茨城県警察本部組織犯罪対策課 警部補 大沼 圭史氏

当日は、組織犯罪対策課大沼氏より、暴力団対策法の概要・中止命令の運用状況・全国及び県内の暴力団情勢・警察の組織機構及び連絡の方法等について資料に基づいて説明があった後、暴力団追放推進センター塚田専務理事より、不当要求に対する組織的な対応・対応の基本的な心構え・不当要求対応要領及び具体的な対応例・図書等の購読要求対応要領等についてのお話がありました。

休憩の後、「暴力団排除活動に関する」DVDを視聴し、実際にロールプレイングを行い、どのような要求に対して、どのような対応を行ったらいいか、我々参加者の中から6名代表になり行いました。

3時間の研修時間の中、参加者は熱心に聴講し、実のある研修会となりました。

聴講者に対しては、研修終了後、「受講修了書」が交付されました。



吉沢浩次長より熱のある講義

● 会員指導委員会

第9～10回 会員指導委員会

日時 平成27年12月3日（木）、平成28年1月7日（木） 午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、久保委員、三瓶委員、本郷委員、間中委員、遠藤委員

議題1 苦情への対応について

本会へ申出があった本会会員への苦情につき、それぞれ担当から進捗状況等報告があり、対応を協議しました。

議題2 事務所調査について

新規登録会員事務所の適格性調査について、その方法を協議し、担当区域分けをしました。

議題3 その他

会費滞納者の確認と掲示、スケジュールや役割分担の確認を行いました。

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修会」を行いました。



1. 会費滞納者の公表について

茨城県行政書士会は皆様が納入された会費により成り立っています。

しかしながら、一部には会費を滞納する会員もあり、その対応に苦慮しているところでは、また中には、会からの呼びかけ等に対して何ら応答のない会員も見受けられ、会員間の公平性確保のためにも、本会として対応する必要が迫られているところでは、

平成25年度第5回理事会において、「会費滞納者の公表に関する規程」が承認され、平成26年10月1日から施行されました。（「行政茨城」平成26年5月号に掲載済み）

新設されたこの規程では、会費を滞納している会員について、本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に、会員名（法人名）を掲示することになりましたので、ご留意のうえ、納期限までに会費を納入下さるようよろしくお願いいたします。

なお、公表については平成27年3月から実施しております。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2.「職務上請求書」 払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法が以下のとおり変更となりました。

①払出日を設定しました。



◇平成28年1月15日以降

→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※ 不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※ 郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要となりました。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

コンプライアンス研修会 参加申込書

平成28年 月 日

参加希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
3月期	3月3日（木） 午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル 会議室	
4月期	4月7日（木） 午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：	
会 員 氏 名：	登録番号：第 号

※ 本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※ 「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3.「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」に有効期限が設定され、その有効期限内に、所定の研修会を受講することが義務づけられました。

①「補助者証」に有効期限が設定されました。



◇平成26年9月30日以前に登録した補助者

有効期限 平成28年9月30日まで（本規程施行から2年間）

◇平成26年10月1日以後に登録した補助者

有効期限 登録から2年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

※更新後の「補助者証」の有効期限は5年間となります。

②「補助者研修会」の受講が必要となりました。

補助者規程第6条3の規定により、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度 受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成28年3月17日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室

受 講 料：500円

申込方法：本会事務局までFAXまたはメール（平成28年3月10日締切り）

※平成28年度の補助者研修会は、6月期と9月期に開催予定です。

補助者研修会 参加申込書

平成28年 月 日

平成28年3月17日（木）の【補助者研修会】に参加を申込みます。

支 部 名：	会 員 名：
--------	--------

補助者名

（補助者証No. _____）

※ 補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※ 補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※ 本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

4. 既存の補助者証の取り扱いについて

平成27年3月5日開催の第14回会員指導委員会において、茨城県行政書士会補助者規程経過措置に基づき、下記のとおり決したので、補助者を設置されている会員の皆様はご対応のほどお願いいたします。

「平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は平成28年9月30日までに本会へ返納すること」

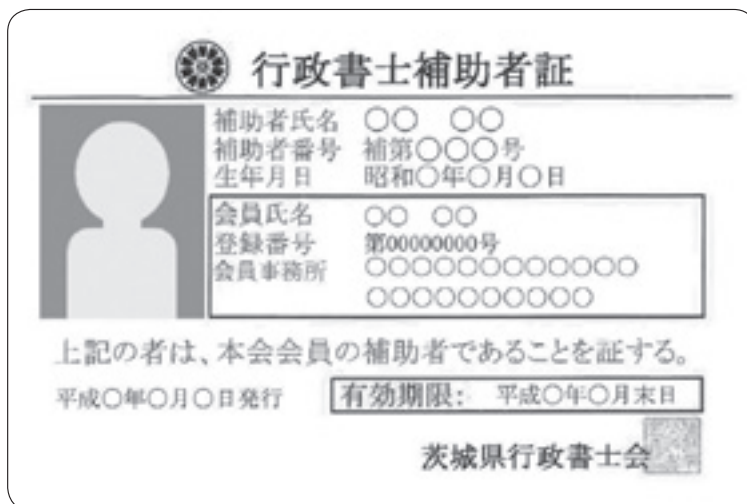
- ・平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は、有効期限を平成28年9月30日としていますが、その記載が無い故の不正使用を避けるためです。
- ・引き続き補助者を設置される場合、更新(有効期間満了日の3ヶ月前から受付)の際に返納(新証と交換)してください。
- ・補助者設置の実態が無い場合、速やかに返納してください。

※なお、補助者証を更新するためには、事前に、本会が主催する補助者研修会の受講が義務づけられています。

※平成26年10月1日以降発行の補助者証(新タイプ：有効期限の記載があるもの)についても、その更新の際、返納(新証と交換)にご協力ください。



旧タイプ(有効期限がない)



新タイプ(有効期限がある)

5. 職務上請求書の購入について

職務上請求書払出日

毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、確認済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料をのちほどお支払いください。）

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2+2冊

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または破棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】

「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。

- ・【使用中の職務上請求書】

所轄の警察署へ届出てください。なお、保管期限2年または使用期限を越えた場合でも「顛末書」により、本会事務局に報告が必要です。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会 長 國 井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」 購入申込書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	()冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ()名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他(顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

様式第3号(第22条関係)

私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私(達)が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私(達)以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使用者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私(達)の使用人である行政書士又は補助者が、私(達)が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--